

〔訪問系サービス〕

- 介護従事者の育成のため、訪問介護員等養成研修や介護職員基礎研修事業者の指定や情報提供に努めます。
- 訪問介護員（ホームヘルパー）を対象に、業務上必要な医療的知識に関する研修を実施し、適切なサービス提供を促進します。

〔施設・居住系サービス〕

- 介護保険施設等の人材育成やスキルアップ支援、職場課題の解決・改善の取組を支援します。
- 施設の介護職員を対象に、業務上必要な医療的知識に関する研修を実施し、適切なサービス提供を促進します。
- 介護保険施設においてユニットケアを行う施設を対象に研修を実施することにより、職員のスキルアップ、管理者等となる人材の養成に努めます。

【主な施策】

・介護福祉士等修学資金貸与事業【再掲】〔福祉保健局〕

介護福祉士又は社会福祉士養成施設に在学し、将来都内の社会福祉施設等で介護業務や相談援助業務に従事しようとする人に対して修学資金を貸与し、支援することにより、介護福祉士及び社会福祉士の養成、確保を進めています。

・介護人材育成・職場改善等支援事業【新規】【再掲】〔福祉保健局〕

介護保険施設等における職員の資格取得や、職員定着のための職場改善等に向けた施設独自の取組を支援します。

・ユニットケア研修等事業〔福祉保健局〕

利用者が自律的な日常生活を営むことを支援するため、ユニットケア施設の管理者及び職員に対し、ユニットケアに関する研修を実施します。

・介護における事故予防推進研修事業等【新規】〔福祉保健局〕

介護職員及び看護職員に、介護における事故を予防するための個人の知識や技術の向上のため、事故予防研修の指導者研修及び研修修了者による各施設での事故予防研修の実施を支援します。

・訪問介護員等養成研修や介護職員基礎研修事業者及び研修の指定〔福祉保健局〕

多様化する介護ニーズに対応した知識・技能を有する訪問介護員等の養成を図ります。

・介護職員スキルアップ研修事業【新規】【再掲】〔福祉保健局〕

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護施設職員を対象に、業務上必要な医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などについて研修を実施することにより、適切な介護サービスの提供を促進します。

・在宅医療サポート介護支援専門員の養成【新規】【再掲】〔福祉保健局〕

介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、医療サービスを含めた適切なケアプランの作成や医療職との連携に欠かせない基本的な医療的知識を習得するための研修を実施することにより、高齢者に対する介護と医療サービスの向上を図ります。

・介護支援専門員実務研修〔福祉保健局〕

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に、介護支援専門員（ケアマネジャー）として必要な知識・技能を習得するための研修を実施します。

・介護支援専門員現任研修〔福祉保健局〕

介護支援専門員証の交付を受け、実務に従事している者を対象に必要な知識・技能を身につけるための研修を実施し、質の向上を図ります。

○実務従事者基礎研修（就業後1年未満）【義務】

○専門研修Ⅰ（就業後6か月以上）【選択】

○専門研修Ⅱ（就業後3年以上）【選択】

・介護支援専門員更新研修〔福祉保健局〕

介護支援専門員資格登録簿に登録され、介護支援専門員証の交付を受けてから有効期間の5年を迎える者で、更新を受けようとする者を対象に研修を実施します。

・介護支援専門員再研修〔福祉保健局〕

介護支援専門員（ケアマネジャー）として実務に就いていない者又は実務から離れていた者が再び実務に就く際、介護支援専門員（ケアマネジャー）としての必要な知識、技能を再修得するための研修を実施します。

・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）研修【再掲】〔福祉保健局〕

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において介護支援専門員（ケアマネジャー）を支援する主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の養成研修を実施します。

・介護支援専門員活動支援事業〔福祉保健局〕

介護給付適正化プログラムの重点事項の一つであるケアマネジメントの適切化のための研修を実施します。また、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する包括的・継続的ケアマネジメントの支援が充実するよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を対象とした研修を実施します。

3 認知症の人を支える人材の育成

【現状と課題】

- 認知症に関する研究やケアの実践は、近年急速に大きく進展してきたところですが、介護の現場においては、いまだ認知症について最新の知識やケアの手法などが十分に浸透しているとはいえない状況にあります。
- 急速な高齢化や早期発見・早期診断の促進により、認知症の人に対する医療需要は今後増大していくと見込まれます。しかし、認知症の早期発見に向けたかかりつけ医認知症対応力向上研修等を実施しているものの、認知症サポート医・かかりつけ医と専門医療機関の役割分担や連携体制が十分に構築されているとはいえない状況です（76 ページ）。

また、介護を困難にする要因となる周辺症状の治療や、認知症の人が身体疾患を発症した場合の医療の提供も重要な課題です。

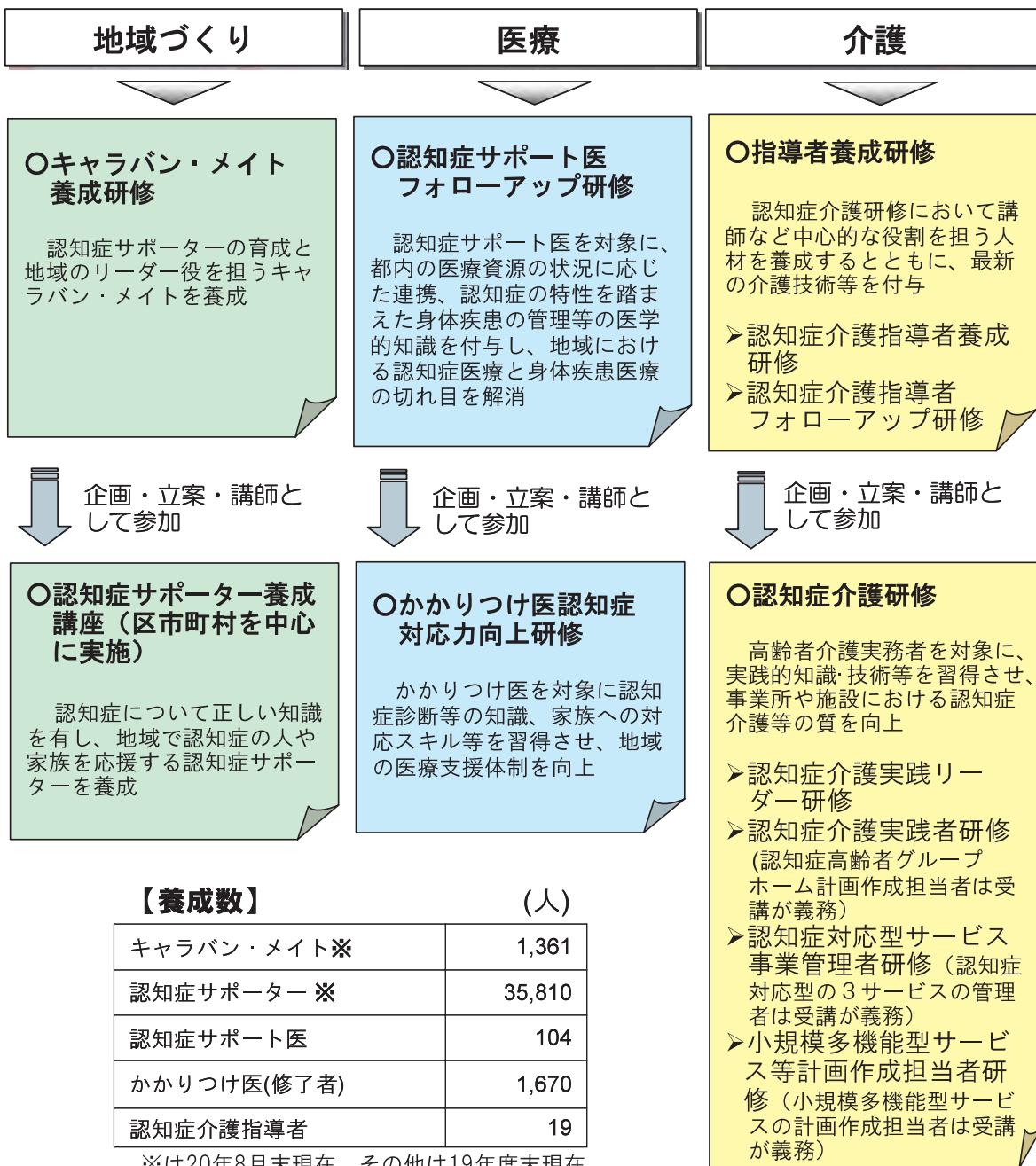
- さらに、認知症の人を地域で支えるためには、これらの専門職による支援に加え、都民一人ひとりが認知症について正しく理解し、見守り、声をかけ合うことも必要です。東京都では、国の「認知症を知り地域をつくる 10 カ年」キャンペーンと連動して「認知症サポーター」の養成支援等を行っており、平成 20 年 8 月末現在で、キャラバン・メイトと認知症サポーターを合わせて約 37,000 人⁵となっています。

【施策の方向】

- 東京都は、介護職を対象に認知症ケアに関する多様な研修を実施し、地域における認知症ケアの質向上を図ります。
- かかりつけ医を対象に認知症に係る知識・技術等についての研修を実施し、認知症の人に対する地域の医療支援体制の充実を図ります。
- 認知症サポーターの養成支援や、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を引き続き行います。

⁵ 全国キャラバン・メイト連絡協議会調べ

<認知症の人を支える人材の育成>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

【主な施策】**・認知症地域医療推進事業【再掲】〔福祉保健局〕**

日常的に高齢者やその家族に接するかかりつけ医（主治医）に対して研修を行い、認知症の人やその家族に対する対応力の向上を図ります。

また、都内の医療支援の分布状況や認知症への影響を踏まえた身体疾患の管理等の医学的知識等を内容とした認知症サポート医向けのフォローアップ研修を実施することで、地域の医療支援体制の充実を図ります。

・認知症介護研修事業【再掲】〔福祉保健局〕

介護実務者及び指導的立場にある者に対し、認知症介護に関する専門的研修を実施し、技術の向上を図ります。

・キャラバン・メイト養成研修【再掲】〔福祉保健局〕

認知症について正しい知識を持ち地域で認知症の人や家族を応援する「認知症サポートー」を養成する講座の講師役となり、また地域でのリーダー役を担うキャラバン・メイトを養成します。

4 外国人介護福祉士等候補者の受入れ

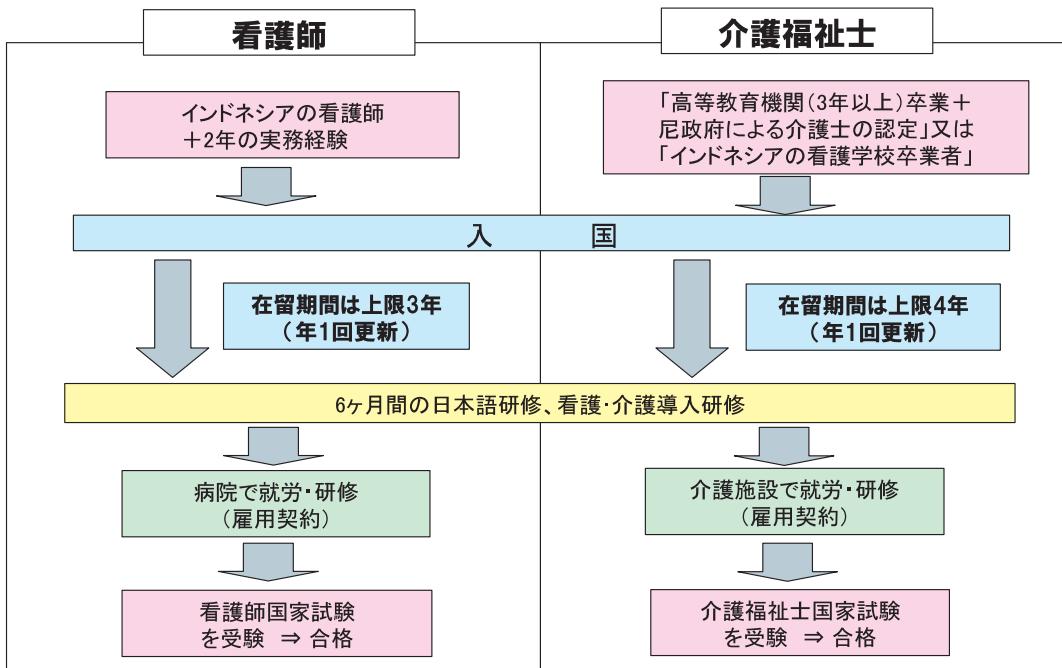
【現状と課題】

- 我が国では、日尼経済連携協定（EPA）に基づき、平成20年度からインドネシア人の看護師及び介護福祉士候補者の受入れを行っています（フィリピンについても平成21年4月頃受入れ開始予定）。
- 東京都内の民間施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）では3名、都立施設では、都立板橋ナーシングホーム及び東村山ナーシングホームにおいて3名の受入れを行っています。
- 経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者が介護福祉士国家試験に合格するためには、高度な日本語能力と試験合格に必要な専門知識の習得が必要です。そのため、受入施設などが環境を整え支援していくことが必要です。

【施策の方向】

- 都内の介護老人福祉施設が経済連携協定（EPA）に基づき外国人介護福祉士候補者を受け入れる場合に、在留期間内（上限は4年）に国家試験に合格し、引き続き就労ができるよう、日本語学習や介護福祉士等の国家資格取得に向けて支援します。

＜看護師・介護福祉士 資格取得までの流れ（インドネシア）＞



※国家試験に不合格の場合（資格を取得しなかった場合）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能（更新あり、上限なし）。

資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成